

Q 当地方ではお布施は全部寺院の収入と考
え、寺院の必要経費を差し引いた額が月給や
年俸として住職等の収入とみなすのですが、
これは正当ですか？

A お布施はすべて寺院の収入であるとの考
えは、まったくそのとおりです。しかし収入
から差引く必要経費を施設の維持経費など
物件費だけに限定し、住職等寺院の活動に携
わる方々に対する人件費を必要経費に含め
ないのは正当な考え方ではありません。

昭和二十六（一九五二）年の宗教法人法施
行以前であれば、この考え方は誤りでなかっ
たかもしれません。しかし宗教法人法施行に
より、寺院にも法律上の能力が与えられ法人
として人格が認められている以上、寺院と住
職とを一体と見るに等しい考えは基本的に
誤りだと言えます。

宗教法人である寺院においては、住職は寺

院としての宗教活動に従事するとともに、法
人を維持するための管理責任者であるとい
う二面性を有します。一般的に寺院内に常住
し寺院を護り宗教活動に専念されています
が、あえて言えば宗教法人たる寺院の従事者
なのです。

したがって従事者としての報酬を寺院か
らいただくのは当然であり、寺院側から見れ
ば従事者に対する報酬は名目のいかにわか
かわらず寺院の必要経費となります。坊守は
じめ他の職員への報酬も含め、寺院を維持す
るため必要かつ最大経費が従事者報酬だと
思われます。

なお通常、従事者への報酬は定額の給料と
して月毎に支給されますし、夏季や冬季には
臨時的に賞与としても支給されます。寺院で
も同様に処理するのが望ましいでしょう。

『宗報』七月号に予算の必要性と立て方につ
いての説明が載っていますので、これを参

考にして住職等の人件費を必要経費に組み
込んだ寺院の会計―予算と決算―を行って
いただくよう望みます。

Q 過日税務調査が入り、布教使さんへの法
礼（報恩講・永代経の法礼）が源泉徴収され
ていないとのこと、過去五年前にさかのぼ
り支払させられました。これは法礼を受けら
れた方が収入として申告するものではない
のですか。それとも当方が十パーセントを引
いて講師に正式の領収書をいただくように
しなければならぬのですか。

A 税務当局の指摘は正当です。

法人が第三者に支払う給付のうち、一定の
ものについては所得税法の定めるところに
より、その支払いに際し所得税を徴収して受

給者に代わって国に納付しなければならぬという義務が法人に課せられています。この制度を源泉徴収と称することは『宗報』五月号で述べたとおりです。

源泉徴収の対象となる給付のうち、寺院に
関係深いのは給与と報酬料金であることも
先述のとおりです。質問のケースでは報酬料
金のうちの「講演料」に該当すると思われる
ので一〇パーセントの源泉徴収が必要と
なります。

布教使の法話を通常の講演と同列に扱う
のに多少疑問を感じるかもしれませんが、税
務ではその内容にはとらわれず、多数の人々
の前でお話をし、報酬を受け取る行為は講演
であるのみならず、講演料に対しては原則一〇
パーセントの所得税を徴収することを義務
づけているのです。

ご指摘のとおり法礼を受けられた方は、所
得として申告すべきは当然なことですが、受

給者の申告の有無と寺院における源泉徴収
とは直接関係ないので注意が必要です。

したがって法礼を支払うに際しては、面倒
でも支払金額と源泉徴収する所得税額とを
明記した領収書を当方で作成し、それに署名
捺印を求めるとよいと思います。

なお講師の方が個人として受け取るの
はなく、自分の寺院活動の一部として法礼を
受け取るという場合は、源泉徴収の必要はあ
りません。源泉徴収は支払う相手があくまで
個人の場合に限られているからです。ただし
法人としての領収書を入手することを忘れ
ないで下さい。

また徴収した所得税は、支払月の翌月十日
までに寺院の名前で納付しなければなりま
せん。

(税理士法人ゆびすい

宗派顧問税理士 佐久間 進)

このコーナーでは皆様からのご質問を募
集いたします。寺院会計・税務に関するどん
なご質問でも結構ですので、書簡、FAXま
たは電子メールにてどしどしお寄せくださ
い。皆様からのご質問をお待ちしております。
質問のあて先、お問い合わせは所務部へ財務
担当まで。

〒600-8501

京都市下京区堀川通花屋町下ル

浄土真宗本願寺派宗務所内

所務部へ財務担当へ

TEL 075-371-5181(代)

FAX 075-351-1211

メールアドレス

zeimusodan@hongwanji.or.jp